

国民年金に加入するための 手続きについて



日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第 1 号または第 3 号被保険者となります。

◎第 1 号被保険者の加入の手続き

20 歳になれば、一部の人々（厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人）を除き、国民年金第 1 号の加入手続きをすることが必要です。また、国民年金第 1 号被保険者は毎月、保険料を納めることが必要です。

手続き窓口	住所地の市役所または町村役場
添付書類	年金手帳または基礎年金番号通知書
提出期限	退職日の翌日から 14 日以内
提出者	ご本人または世帯主

※ 60 歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方や、受給資格期間は満たしているが保険料を納付した期間が短く満額（40 年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方は、65 歳になるまで国民年金に任意加入することができます。

◎第 3 号被保険者（配偶者の被扶養者となる方）の加入の手続き

厚生年金保険に加入している被保険者（65 歳以上 70 歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く）に扶養される 20 歳以上 60 歳未満の配偶者は、国民年金の第 3 号被保険者となります。第 3 号被保険者の方は、配偶者の勤務している事業所を通じて手続きしてください。

Q 国民年金加入の届書が送られてきたのですが、どうしてですか。

基礎年金番号を平成 9 年 1 月から実施し、これを活用することにより公的年金制度への加入の状況がわかるようになりました。このため、転職したことや退職したことに伴って国民年金の種別変更などの届出が必要となっていながら、届出がまだされていないと思われる方には、勸奨状によりお知らせを行うこととなっています。

つきましては、送付された届書に必要な事項を記入のうえ、役場の国民年金担当窓口で加入の届出を行ってください。

なお、届出をされませんと、年金を受けとるための期間が足りなくなって年金が受けとれなくなったり、受けとる年金額が少なくなったりします。また、病気やケガにより障害となった場合などの保障も受けられなくなりますので、将来の年金権を確保するためにも届出を行ってください。

● 詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 Tel：0166-72-5004, 5005（自動音声案内）